

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年6月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20240612	有限会社丸永産業運輸（法人番号6200002008321）代表者 薫田友志	岐阜県各務原市鷺沼羽場町2丁目155番地	本社営業所	岐阜県各務原市鷺沼羽場町2丁目155番地	事業停止(30日間)及び輸送施設の使用停止(280日車)並びに文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和5年9月21日及び令和5年10月16日、苦情申告を端緒として、監査を実施。22件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(3)運送約款の掲示義務違反(貨物自動車運送事業法第11条)、(4)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(5)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(6)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(8)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(9)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(10)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(11)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(12)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(13)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(14)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(15)運転者に対する指導監督記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(16)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(17)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(18)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(19)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(20)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)、(21)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	58	58

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。